

デイサービスセンターせんじゅ園

指定通所介護事業〔指定介護予防通所介護相当事業〕運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人忠悠福社会が設置するデイサービスセンターせんじゅ園（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業〔指定介護予防通所介護相当事業〕の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔指定介護予防通所事業〕の円滑な運営管理を図るとともに、介護要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所事業〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防通所介護相当事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定介護予防通所介護相当事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

8 前7項のほか、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を定める条例（平成 25 年青森市条例第 8 号）、その他関係法令及び「青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 デイサービスセンターせんじゅ園

(2) 所在地 青森県青森市大字新城字福田 79 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤、事務員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)通所介護従業者

①生活相談員 5名(常勤、介護職員と兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画(通所型サービス個別計画書)の作成等を行う。

②介護職員 15名(常勤 10名うち 5名生活相談員と兼務、非常勤5名)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③機能訓練指導員 2名(常勤2名、看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

④看護職員 3名(常勤2名と非常勤 1名、機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、利用者の健康管理、健康保持に関する業務に当たり、必要な処置を行う。

⑤運転手 3名(シルバー人材センター委託)

運転手は、利用者の送迎に当たる。

⑥調理員 4名(非常勤)

調理員は、利用者の健康保持のため献立を基に食事、配食サービスに関する調理業務を行う。

⑦事務員 1名(常勤、管理者と兼務)

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間帯)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日及び祝日

ただしお盆(8月13日、8月14日)及び年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

(2)営業時間 8時20分から17時20分までとする。

(3)サービスの提供時間帯 9時30分から15時00分までとする。

(4)上記以外の時間の場合でも利用者個々のケースにより通所介護が必要な場合は、対応できるよう検討することもある。

(利用定員)

第6条 利用定員は、45名とする。

(事業の内容)

第7条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画(通所型サービス個別計画)を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等を説明する。既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿った通所介護計画(通所型サービス個別計画)を作成する。

(2) 送迎

送迎専用リフトワゴン車、ワゴン車及び乗用車で送迎する。利用者の体調に配慮し、安全運転に徹底する。

(3) 健康チェック

利用者ごとに血圧、体温等のバイタルチェックや体重測定を行い、一人一人の健康保持を図る。異常の見られた際には家族、担当医師に連絡し、適切な処置をとる。

(4) 入浴サービス

入浴に際しては、個々の利用者の状態に合わせた介護を行うとともに、身体面のチェックも行う。

(5) 食事サービス

嗜好に合った栄養バランスのとれた食事を準備し、楽しい食事の場を作る。食事に際しては、利用者の状態に合わせた介護を行う。

(6) 機能訓練

個々の状況に合わせた機能訓練目標を設定するとともに、個人にあったプログラムを提供し、実施することにより、残存機能の維持及び向上に努める。また、リハビリ機器を利用し、自主的に訓練に参加できるように指導するとともに、安全性に配慮する。

(7) レクリエーション、グループ活動など

様々な活動及び他施設との交流を通じて、認知症の防止、生きがい作り、社会性を維持する。また、ボランティアを積極的に受け入れ、趣味活動の充実を図る。

(8) 生活指導(相談・援助等)

生活、身上、介護等に関する必要な相談に対し適切な助言を行う。

(9) 記録

指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕を提供した際に、それぞれの利用者について、指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供日及び内容、居宅介護サービス費その他必要な事項を利用者の居宅介護サービス計画に記載した書面に記録する。また、通所介護計画(通所型サービス個別計画)に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(10) 市町村等への報告

必要に応じて書類の作成、報告等行う。

(利用料等)

第8条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるものとする。

- 2 指定介護予防通所介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、「青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

- 3 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をもとに協議する。

(1) 通常の事業の実施地域との境界から片道 20 km未満 500 円

(2) 通常の事業の実施地域との境界から片道 20 km以上 1 kmにつき 25 円

- 4 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定通所介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し提供するサービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 食事の提供に要する費用については、600 円を徴収する。

なお、利用日当日来園後、心身の状況等により利用中止となった場合、午前10時30分以降は食事代が発生する。

- 6 その他、指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については別表のとおり実費を徴収する。

①おむつ代	・尿取りパット S サイズ 20 円 M～L サイズ 30 円 フラット 40 円 ・テープ式おむつ 一律 50 円 ・パンツ型紙おむつ 一律 150 円
②その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費を徴収する。 ・かみそり代 実費
③創作活動に係る材料費	その都度希望の有無を確認した上で、おやつ作り、創作活動等に係る材料について費用の実費を徴収する。

- 7 利用料等の費用は以下のいずれかの方法により徴収する。

支払い方法				
1	自動引落	ゆうちょ銀行	※事前に申込書の提出が必要となります。 引落日 毎月 15 日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	原則として 請求月の 末日
2	振込	青森みちのく銀行	青森みちのく銀行 青森西支店 (普)3017756 デイサービスセンターせんじゅ園 園長 畠山 恵子	
3	現金払	デイサービスセンターせんじゅ園事務にて現金支払い		

- 8 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 9 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する

旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

青森市(浪岡地区を除く)

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者は指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。その他留意事項は、次のとおりとする。
- (1) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容を変更または中止の場合があり、家族、介護支援専門員に連絡の上対応することとする。
 - (2) 体調不良、私用等でお休みする場合は前日夕方17時までに連絡すること。
 - (3) 緊急連絡先については、確実に連絡が取れるようにすること。
 - (4) 事業所内では飲酒しないこと。
 - (5) 喫煙は、定められた場所ですること。
 - (6) 従業者の指示に従うこと。
 - (7) 利用者又介護者(家族等)からの金銭、又は物品の授受はしないこと。
 - (8) 利用者又は介護者(家族等)に対しての宗教活動、政治活動、及び営利活動は行わないこと。
 - (9) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為はしないこと。
 - (10) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為はしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防通所介護相当事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(地域との連携等)

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人忠悠福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第21条 この規程の改正は、社会福祉法人忠悠福社会理事会の議決により行う。